

熊本県立鹿本高等学校

「いじめ防止基本方針」



令和8年度

目 次

1	いじめ防止等に関する基本理念	2
2	いじめの定義	2
3	いじめ防止等の対策のための組織と役割	2
4	各教育活動におけるいじめ防止に関わる目標と取組	3
5	いじめの早期発見の取組	4
6	いじめに対する措置	5
7	重大事態への対応	7
8	基本方針の見直しの検討	8

熊本県立鹿本高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に関する基本理念

- (1) 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- (2) いじめは許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを、生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるようにする。
- (3) 人命尊重を第一義とし、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが重要であることを認識し、家庭、地域その他の関係機関と連携して、いじめの問題を克服する。

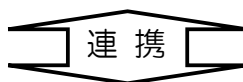
2 いじめの定義

「いじめ」とは、一定の人間関係にある生徒等が心理的又は物理的な影響（インターネットによるものを含む）を与えたことにより、それを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。※物理的な攻撃には、けんかやふざけあいであっても、入念に調査を行い該当するか否かを判断する。

3 いじめ防止等の対策のための組織と役割

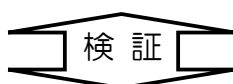
【いじめ防止対策部会：ケース会議】

生徒指導部（主事含む）、情報集約担当者、人権教育主任、教育相談班長、養護教諭（当該学年主任・担任、関係部活動顧問、特別支援教育コーディネーター）



【いじめ問題対策委員会】

校長、教頭、主任事務長、主幹教諭、生徒指導主事、情報集約担当者、人権教育主任、当該学年主任、養護教諭、教育相談班長、生徒指導部担当者



【いじめ問題検証委員会】

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、情報集約担当者、人権教育主任、学年主任、養護教諭、教育相談班長、生徒指導部担当者、スクールカウンセラー、PTA会長

(1) いじめ防止対策部会:ケース会議

- ア 年間基本計画の作成
- イ いじめ防止に関する教職員の意識啓発
- ウ いじめの相談窓口の設置・対応
- エ いじめ（疑い）の事例に関する情報等の集約担当者を生徒指導部いじめ防止対策担当職員とする。
- オ いじめ（疑い）の事例に関する情報等の収集・内容調査・記録・指導対応策の検討・対応（場合によっては、いじめ問題対策委員会に報告・相談）
- カ 保護者、関係相談機関等との連携対応策の検討・対応

(2) いじめ問題対策委員会

- ア 各部署における取組の確認・課題と成果の検証・計画の修正
- イ いじめ防止に関する生徒、保護者及び地域への情報発信
- ウ いじめ事例に関する情報（いじめ防止対策部会から報告）等について内容調査・対応レベル（いじめ・重大事態）の判断・指導対応策の検討・対応
- エ 保護者、関係機関等との連携対応策の検討・対応

- (3) いじめ問題検証委員会
 - ア 年間基本計画の検証
 - イ 年間基本計画取組の進捗状況の確認（年3回の検証）
 - ウ 取組後の年間検証（課題と成果の検証・計画の修正）
 - エ いじめ事例に関する内容の分析・助言・対応レベル判断及び対応の検証
 - オ いじめ事例分析に基づくいじめ防止策の提言
 - カ 保護者、関係機関等との連携対応策の助言・分析・検証

4 各教育活動におけるいじめ防止に関わる目標と取組

- (1) 授業

達成感、充実感を味わい自己有用感を得ることは、いじめ防止につながることを授業者は意識する。

 - ア 公開授業・研究授業・授業評価 思考力・自己肯定感の付与を図る授業改善
 - イ 総探 自己表現・自己分析・他者理解・協調性の育成・問題解決能力
 - ウ 各教科 すべての生命に対する畏敬の念の涵養・言語環境の整備・不適切な発言を見逃さない
- (2) 行事
 - ア 体育祭 協調性・自己達成感・愛校心（集団意識）の育成
 - イ 文化祭 自己表現・協調性・多様性認知の育成
 - ウ 鹿高チャレンジ大会 扶助精神・挑戦する心・励まし合う心の育成
- (3) 部活動 心と体の健康育成・コミュニケーション能力の向上
- (4) 体験活動
 - ア 奉仕活動 協調性・他を思いやる心の育成
 - イ 地域活動ボランティア 郷土や伝統文化を大切に作る心・奉仕の精神の涵養
 - ウ 校内美化作業 集団への帰属意識・協調精神の涵養
 - エ キャリア教育 社会性の育成・人間関係形成能力の伸長
 - (ア) 1年生 山鹿の魅力発見発信プロジェクト
 - (イ) 2年生 進路イベント、オープンキャンパス、インターンシップ、進路講演会
 - (ウ) 3年生 長期休業中合同学習会、進路講演会
- (5) 情報モラル教育
 - ア ネット社会の危険性や、いじめに関する基本的な情報提供・意識啓発について、専門機関と連携し、生徒・保護者対象に研修会を開催する。
 - イ 家庭における携帯電話等の利用の現状を把握し、問題点等を分析する。それら情報を、保護者に対して提供し、家庭でのルールづくり、フィルタリングの利用について啓発する。
 - ウ 教科「理数探究スキル」、「鹿本STEAM」、図書館オリエンテーション等の指導を通じて、携帯電話等を適正に扱う能力を育成し、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てる。
- (6) 生徒会活動

生徒会が中心となり、「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」を周知するなど、「いじめ防止」及び「携帯電話の取り扱い」について目標とルールを設定し、生徒に徹底を呼びかける。
- (7) クラス活動

「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団をつくるため、生徒が相互にサポートし合う雰囲気醸成する。

(8) 各分掌の年間計画

	1 学期	2 学期	3 学期
人権教育委員会	SST(ソーシャルスキルトレーニング) 命を大切にする講演会 人権教育LHR 配慮を要する生徒の面接	SST(ソーシャルスキルトレーニング) 人権教育LHR プライバシー等に配慮した面接(談)の実施	人権教育LHR 配慮を要する生徒の面接
教育相談班 (生徒支援委員会)	生徒理解研修会(4月)	生徒理解研修会(10月)	
総務部	PTA 集会	PTA 集会	PTA 集会
教務部	生徒面談週間(二者面談) 公開授業 研究授業 授業評価	公開授業 研究授業	研究授業 授業評価
生徒指導部	いじめ匿名連絡サイトアプリ導入についての集会 情報モラル講演会 命を大切にする講演会 心のアンケート ボランティア活動	ボランティア活動 心のアンケート	ボランティア活動 心のアンケート 心のアンケート結果報告及び研修
保健環境班		性教育講演会 (DV未然防止教育講演会)	学校保健委員会
担任	二者面談 家庭訪問・三者面談	二者面談	二者面談・三者面談

5 いじめの早期発見の取組

(1) 教職員の「いじめ」に対する意識向上

- ア ささいな兆候も見逃さないための職員研修の計画・実施
- イ 気になることをすぐに伝えあえる職員間の関係づくり

(2) 生徒がいじめを相談しやすい体制の整備

- ア 定期的な二者面談(面談週間)の実施
- イ スクールカウンセラー制度の活用
- ウ スクールソーシャルワーカー(SSW)制度の活用
- エ 山鹿市特別支援教育相談制度の活用
- オ 教育相談にかかる部屋の確保
 - (ア) 保健室(相談室) 常時 養護教諭
 - (イ) 教育相談室 適宜 教育相談班 特別支援教育コーディネーター
- カ 教育相談班の活動

教育相談班は、いじめや様々な理由から教室に登校できなくなった生徒に対し支援を行うための組織であり、別途規約を設けて活動する。

(3) アンケート調査

- ア 心と体の振り返りアンケート
- イ 心と体の振り返りアンケートを活用した面談
- ウ 心の健康調査

(4) PTA 集会による生徒情報の交換(保護者同士のネットワークの構築)

(5) 職員・生徒・保護者による学校評価

(6) 欠席・遅刻・早退の状況等の把握・課題発見

(7) スクールカウンセラーや教育相談班と協力し、LHR等で「生徒が生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法を身に付けるための教育」を積極的に実施する。

6 いじめに対する措置

(1) 発見されたいじめ事案への対応

「いじめ問題対応マニュアル（別記：学校経営案66頁参照）」に従って対応する。

(2) 「いじめ問題対応マニュアル」

ア いじめが疑われる状況への初期対応（発見者・担任・学年主任・生徒指導主事）

(ア) 事実確認（生徒からの聞き取り）

- ① いじめを訴える生徒の立場に立ち、受容的に聞き取る。
- ② いじめかどうかは一人で判断せず、「いじめ防止対策部会」で対応する。
- ③ 被害者の話は否定せず最後まで傾聴し、事実を確認する。
- ④ 加害者と思われる生徒には、一方的に決めつけた聞き方はせずに、生徒の行為を中立の立場で確認する。
- ⑤ 感情に走らず冷静に対応し、推測や伝聞で決めつけない。
- ⑥ 加害者と思われる生徒には「困っている人がいるので協力してほしい」というスタンスで対応し、継続した行動観察など十分な配慮を行う。

(イ) 現状と認識の共有化

- ① いじめの訴えがあった場合は、直ちに教頭を通じて校長に報告する。
- ② 教頭はいじめ防止対策部会を招集し、情報集約担当者に命じて生徒指導部をはじめ担任・学年部に正確な情報の収集に努めさせる。情報集約担当者は、情報を整理していじめ問題対策委員会で対応レベルを確認し、具体的な対応策の検討協議を行い、教頭、学校長に報告を行う。
- ③ プライバシーの保護や人権に配慮し、適切に対応できるよう共通理解を図る。

イ いじめ状況への初期対応

(ア) いじめ問題対策委員会の対応

- ① 情報の収集、分析によって明らかになった課題を整理する。
- ② 課題に対する具体的な対策を部署毎に検討し、全職員の役割を明確に示す。
- ③ 家庭・地域・関係機関等に報告・連絡・相談を的確に行う。その際窓口は教頭に一本化する。
- ④ 学校全体で対応しなければならないレベルの状況であると判断される場合、校長は、いじめ問題検証委員会も招集し、具体的な対応策を検討する。

(イ) 被害生徒・保護者への対応

- ① 原則複数の職員で対応する。
- ② いじめの事実関係を正確に伝える。
- ③ 学校は被害生徒を守る、という姿勢を示し、信頼関係を構築する。
- ④ 不用意な発言をしない。
 - i 「いじめは重大な人権侵害である」という認識に欠ける発言
 - ii 被害生徒への理解に欠ける発言
 - iii 感性の乏しさを問われる発言
 - iv 自己防衛的な発言
 - v 共感を示さない発言

(ウ) 加害生徒・保護者への対応

- ① 原則複数の職員で対応する。
- ② いじめの事実関係だけを冷静に正確に伝える。
- ③ 保護者の心情を理解する。
- ④ 保護者にいじめに対する正しい認識を促す。
- ⑤ 「いじめの事実があり、自分の子どもがいじめた」という保護者の共通認識を語る事が重要。（被害生徒保護者と加害生徒保護者がトラブルに発展しないよう、理解してもらうことに細心の注意を払う）
- ⑥ 被害生徒とその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。
- ⑦ 具体的な対処法や今後の生活について指導・助言をし、保護者には生徒の立ち直りを目指して協力してもらうよう依頼する。

ウ いじめ状況への組織的対応

(ア) いじめ問題対策委員会

- ① 情報集約担当者は、情報の収集整理を図り、具体的な対策を立案する。
- ② 生徒指導部は、加害生徒の背景を探り、被害者からも事情を確認しながら効果的な指導案を立案する。
- ③ 教育相談部は、被害生徒の状況を把握し、必要な援助措置を講じる。
- ④ 具体策を職員会議に諮り、全職員の共通認識の下指導に当たる。
- ⑤ 深刻な事象や、いじめ問題検証委員会でも対応が困難であると判断される場合は、臨時職員会議を開き対応を協議する。

(イ) 被害生徒への対応

- ① 心理的ケアを十分に行う。状況に応じてスクールカウンセラー・各種専門機関との連携を図る。
- ② 受容 対応する職員は傾聴の姿勢で、本人のつらさ苦しさを十分に受け止める。
- ③ 安心 具体的な支援内容を示す。教師は絶対的な味方であることを伝え、具体的な対応策を本人の理解を得ながら進める。
- ④ 自信 良い点を認め励まし自信を与え、自己有用感を育てる。
- ⑤ 回復 人間関係の確立を目指す。交友関係の醸成。
- ⑥ 成長 自己理解を深め改善点を克服する。自立の支援。

(ウ) 加害生徒への対応

- ① 心理的ケアを十分に行う。状況に応じてスクールカウンセラー・各種専門機関との連携を図る。
- ② 確認 いじめの事実関係・背景・理由等を確認する。頭ごなしに決めつけてはいけない。
- ③ 傾聴 本人の不満・不安等の訴えを受容的態度で十分に聞く。
- ④ 内省 被害生徒の辛さに気づかせる。いじめは絶対にあってはならないことを指導し、加害生徒の内面や背景を丁寧に探る。
- ⑤ 処遇 課題解決のための援助を行う。
- ⑥ 回復 役割体験等を通して、所要感・自己有用感を高める。

(エ) 周囲の生徒集団への対応

- ① 自覚 当事者の理解を得て、具体的事実を伝え、自分たちが果たすべき役割を話し合わせる。
- ② 共感 被害生徒の辛さに気づかせ、また、加害生徒も学級集団に受容的に取り込むよう働きかける。
- ③ 人権 傍観の意味を考えさえ、人権意識を芽生えさせる。
- ④ 転換 「いじめ・いじめられる」行為が無くなるだけでなく、傍観したり無関心だったりする意識を転換さえ、友情を基盤とする学級集団を作る。

(オ) 事後指導及び体制の強化

- ① 連携 解決後も、保護者や関係機関等にいじめ解決のための経過や結果、今後の指導について適切に報告する。
- ② 継続 解決後も継続して生徒たちの行動観察を行い、適宜指導する。
- ③ 記録 事例として記録に残し、指導方法改善への資料とする。

(カ) いじめの解消

- ① 一定の期間（3ヵ月を目安とする）、いじめに係る行為が止んでいる場合。
- ② 継続的な面談等により、被害生徒が心身の苦痛を感じていない場合。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「心身又は財産に重大な被害」とは、生徒が自殺を企図した、身体に重大な傷害を負った、金品等に重大な被害を被った、精神性の疾患を発症した等の場合のことである。

イ いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する。また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したもものとして調査・報告等にあたる。

(2) 重大事態が発生した場合

学校は、重大事態が発生した場合、県教育委員会へ事態発生について報告するとともに学校ではいじめ防止対策部会及びいじめ問題対策委員会を開き、速やかに調査等の措置を講ずる。

なお、いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。特に、対象生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

(3) 調査の実施

調査は、因果関係の特定を急ぐものではなく、事実関係を明確にし、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとする。調査のための組織は、必要に応じて委員の過半数を第三者である外部の専門家等を加え、委員長を外部の専門家等が務めるなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの情報を多く集め、客観的な分析と検証により、可能な限り詳細に事実関係を明らかにする。

ア 被害生徒からの聞き取りが可能な場合

被害生徒から十分に聞き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などを行う。この際、被害生徒や情報を提供した生徒を徹底して守り通すことを最優先とした調査を実施する。

また、被害生徒に対し継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

イ 被害生徒からの聞き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、被害生徒からの聞き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

なお、生徒の自殺という事態が起きた場合、その背景調査を実施する。この際、亡くなった生徒の尊厳を保持し、遺族の気持ちに十分配慮しながら、死に至った経緯を検証し再発防止策を構ずることを目指す。

いじめがその要因として疑われる場合、背景調査の在り方については、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

ウ 加害生徒への聞き取り

加害生徒の人権に配慮し、いじめにいたった事情や心情を聞き取るとともに周囲の状況や環境、時間的経緯を詳細に聴取する。

また、加害生徒に、いじめは人権侵害であり、不正義で恥ずるべき行為であることを認識させる。なお、指導や懲戒にもかかわらず、いじめや暴力などの反社会的

行動をとる生徒に対しては、他の生徒の学習環境を守るとともに、その生徒を立ち直らせるため、状況に応じて個別指導や別室等での指導などを行う。また、保護者に対しても理解と協力を求めるべく働きかける。

エ その他留意事項

在校生徒や保護者、地域に不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合がある。その為、学校は、生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、プライバシーへの配慮に留意する。

オ 調査結果の提供及び報告

- (ア) 学校は、被害生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告する。この際、他の生徒のプライバシー保護に配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないようにする。質問紙調査の実施により得られた結果については、被害生徒又はその保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。
- (イ) 事実関係を基に、学校の設置者及び日頃のいじめ防止等の対策及び事案の発生後の対応にどのような課題があったかについて検証し、整理する。さらに、それを基に具体的かつ実効性のある再発防止策を検討する。
- (ウ) 調査結果については、学校は県教育委員会に報告する。

8 基本方針の見直しの検討

(1) 基本方針の改定

本校でも毎年生徒の実情に応じて「いじめ防止対策委員会」で検討し改定する。

(2) 基本方針策定状況の確認と公表

本基本方針については、ホームページで公表する。

平成28年4月	1日	改正
平成30年4月	1日	改訂（各分掌の年間計画）
平成31年4月	1日	改訂（各教育活動におけるいじめ防止に関わる目標と取組）
令和 2年4月	1日	改訂（各分掌の年間計画）
令和 3年4月	1日	改訂（各分掌の年間計画）
令和 4年5月	1日	改訂（組織内に情報収集担当者を追記、各教育活動から宿泊研修を削除、いじめに対する措置で情報収集担当者の役割を追記）
令和 5年4月	1日	改訂（各教育活動から修学旅行を削除、情報集約担当者の役割を追記）
令和 6年4月	1日	改訂（一部職名修正、いじめ解消判断期間追記）
令和 7年4月	1日	改訂（文部科学省いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂に伴い、警察との連携等について追記）
令和 8年4月	1日	改定（一部職名修正、各分掌の年間計画追記）